



平成 29 年度国立劇場おきなわ普及促進事業

# 「琉球舞踊 男性舞踊家の会」

## 2018年3月18日(日)

開 場：16:30/ 開演：17:00

会 場：宮古島市文化ホール(マティダ市民劇場)

入場料：一般 /1,000 円

高校生以下 /500 円

※ チケットは TSUTAYA 宮古島店、  
ファミリーマート各店、  
Books きょうはん宮古南店にて発売中！



琉球舞踊ファンはもちろん、解説・字幕付き公演ですので初めて琉球舞踊を鑑賞される方まで楽しめる内容となっております。是非お越しく下さい。

## 3月 んみゃーち公民館講座

事前申込必須！  
受講前に各公民館へお問合せください。

場所	講座	日にち	時間
下地公民館	ストレッチ体操講座(申込終了)	1(木)	10時～
	タケアラ学校講座(閉講式)	14(水)	14時～
伊良部公民館	ヨガで心地よく...講座(申込終了)	2(金)、9(金)、16(金)	10時～

○中央公民館：☎ 73-1123 ○城辺公民館：☎ 77-4903 ○下地公民館：☎ 76-6017 ○上野公民館：☎ 76-2483

○伊良部公民館：☎ 78-3558 ○西原公民館：☎ 72-1732 ○下崎公民館：☎ 73-0044 ○久松公民館：☎ 72-7997

## 3月 クルーズ船入港情報 CRUISE

日	曜日	入港	出港	船名	バース	前港	後港
2日	金	7:00	17:00	コスタネオロマンティカ	下崎ふ頭	石垣	基隆
3日	土	8:00	18:00	スーパースターヴァーゴ	沖泊	那覇	マニラ
6日	火	7:00	17:00	コスタネオロマンティカ	下崎ふ頭	那覇	基隆
		8:00	18:00	コスタアトランチカ	沖泊	石垣	深川
7日	水	8:00	15:00	スーパースターアクエリアス	下崎ふ頭	基隆	那覇
11日	日	10:00	18:00	コスタアトランチカ	沖泊	那覇	蛇口
14日	水	8:00	15:00	スーパースターアクエリアス	下崎ふ頭	基隆	那覇
20日	火	8:00	17:00	スターレジェンド	下崎ふ頭	基隆	那覇
21日	水	8:00	15:00	スーパースターアクエリアス	下崎ふ頭	基隆	那覇
25日	日	10:00	18:00	コスタアトランチカ	沖泊	那覇	蛇口

※天候、運行状況等の事情により日程が変更になる場合があります。■お問合せ：港湾課 ☎ 72-4876



## 1人でも乳幼児を保育する認可外保育施設は届出が必要です！

1人でも乳幼児を保育する認可外保育施設を設置した場合は、設置した日から1カ月以内に宮古島市への届出が義務づけられています。認可を受けていない居宅訪問型保育事業者も届出の対象となります。

### 認可外保育施設とは？

認可外保育施設とは、児童福祉法に基づく県知事等の認可を受けていない保育施設で、託児所やベビーホテル、居宅訪問型保育事業者(いわゆるベビーシッター事業)も含まれます。認可外保育施設を設置した場合は、宮古島市長への届出が必要であり、届出を怠ったり、虚偽の届出をしたときは、過料が課せられる場合があります。届出がまだの設置者は速やかに届けてください。

### ■届出対象の施設や事業・届出除外施設

施設や事業の種別	届出対象の施設や事業	届出除外施設
以下のどの施設にも該当しない保育施設や事業	乳幼児が1人以上の施設や事業	—
ベビーホテル 次の条件のうち、どれか一つでも該当する施設 ●夜8時以降の保育を行っている ●宿泊を伴う保育を行っている。 ●利用児童のうち一時預かりの乳幼児が半数以上である	乳幼児が1人以上の施設や事業	—
事業所内保育施設 企業や病院において、その従業員の乳幼児を対象とする施設	従業員の乳幼児以外に乳幼児を1人以上預かる施設	従業員の乳幼児のみを預かる施設
店舗などにおいて顧客の乳幼児を対象にした一時預かり施設 (例) デパート、自動車教習所など	顧客の乳幼児以外に乳幼児を1人以上預かる施設	顧客の乳幼児のみを預かる施設
臨時に設置された施設 (例) イベントなどでの一時預かり施設	半年を超えて設置される施設	半年を限度に設置される施設
親族間(設置者の四親等内の親族を対象)の預かり合いなど	親族等の乳幼児以外に乳幼児を1人以上預かる施設	親族等の乳幼児のみを預かる施設

※ 乳幼児の数については、一時預かり児童を含めます。

※ 約款やパンフレットなどで確認できない場合や、実態として届出が必要な施設に該当している場合も届出対象となります。

※ 認可を受けていない居宅訪問型保育事業者も届出の対象となります。

※ 認可外の訪問型保育事業や1日に保育する乳幼児が5人以下の施設は、研修の受講状況も届出事項となります。

乳幼児が5人以下なので届出は必要ないですか？

平成28年4月1日から、預かる乳幼児が1人以上の施設は、届出が必要です。

届出はどのように行うのでしょうか？

届出様式を児童家庭課窓口で取り寄せるか、宮古島市ホームページからダウンロードし、必要事項を記載後、児童家庭課窓口まで提出してください。

■お問合せ：児童家庭課 ☎ 73-1966